

Title	明和本における『源氏物語』享受：《住吉詣》の改訂をめぐって
Author(s)	中尾, 薫
Citation	演劇学論叢. 2006, 8, p. 159-168
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/97507">https://doi.org/10.18910/97507</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 明和本における『源氏物語』享受

—《住吉詣》の改訂をめぐって—

中尾 薫

はじめに

『源氏物語』を題材にした能は源氏物と総称されるが、明和本には源氏物が計十曲所収されている。具体的な曲名をあげると、明和本内組の《玉葛》《浮舟》《葵上》《夕顔》《紫式部》《野宮》《半部》、外組の《住吉詣》《空蟬》《落葉》である。このなかの《紫式部》は《源氏供養》のことで、明和本で曲名を改訂された曲の一つである。また、《空蟬》《落葉》《住吉詣》は明和本刊行以前の観世流の上演曲には含まれない、つまり明和本において新たに観世流の上演曲となった曲で、これらについてはなぜ採用されることになったのかなど様々な問題点がある。しかし、明和本の源氏物は、総じて改訂詞章の程度に言えば、そう大幅な改訂がなされていないという傾向がある。改訂の内容も言葉の続き具合を直したものや、前後の言葉が重複しな

いようにしたものなどがほとんどで、よく言われる明和本の改訂の特徴である主題の統一につながるような大幅な詞章の削除はみられず、また明和本のもう一つの特徴である万葉語の多用も多くはみられない。

その改訂の少ない源氏物のなかでは群を抜いて改訂の多い曲が《住吉詣》である。ここでは明和本《住吉詣》の改訂の諸相を明らかにし、また、明和本の源氏物において『源氏物語』が如何に享受されているかについても概観していきたい。

## 一 明和本《住吉詣》における『源氏物語』の享受

《住吉詣》は、室町後期の金春座系の素人能役者である宮王太夫道三が作者として指摘されているが、上演記録は江戸期の五代將軍綱吉の時代までしか遡れない（小林健二氏「作品研究 住吉詣」『観世』平成二年九月）。その綱吉時代

の稀曲ブーム期の上演を通じて観世流に《住吉詣》の詞章が伝わっていた可能性はあるが、さきほど触れたように、もともとは観世流のレパートリーではなく、享保六年（一七二一）の書上では金剛流のみが所演曲とする。観世流では、天保九年（一八三八）の書上で所演曲とされており、現在も外組に組み込まれる。観世流で《住吉詣》を上演曲としたのは、明和本から始まったものと考えられる。なお、本稿では明和本の改訂箇所を明らかにするために、対校本として現行観世流の詞章を用いる。これは本来なら明和本の直前に観世流で使用されていたと思われる謡本の詞章と対比すべきだが、右のような理由で、明和本以前の観世流の《住吉詣》の詞章を特定することは難しく、また明和本《住吉詣》がどの謡本を底本としていたかも不明である。当時一般に流布していた元禄二年（一六八九）刊の番外謡本（いわゆる四百番本）に《住吉詣》が所収されており、そのような版本を明和本が底本とした可能性があるが、四百番本の詞章は現行観世流のものと大差はない。そのため、本稿では便宜上現行観世流詞章に従った。

さて、《住吉詣》は『源氏物語』の「濡標」の巻に拠った作品で、詞章にも原文を引用する箇所がみられる。「濡標」の巻は、陰謀のため都を追ひ出され須磨で隠遁生活を送った源氏が都に戻り、再び栄華を築こうとする様子を描いて

いる。この間、須磨で出会った明石の君が源氏の娘を出産するが、この姫君がのちに帝の后になり、源氏はその外戚として権勢を極めるのである。

《住吉詣》で取り上げられた箇所は巻の後半部分で、源氏が住吉明神へ再び帰京できたことの御願果たしの参詣をするが、そこに毎年住吉に詣でている明石の上が偶然に居合わせる場面で、ほぼ『源氏物語』の筋がそのまま舞台化されているといつてよいだろう。しかし、住吉明神の神主をワキに設定して、源氏一行参詣の様子を前場で詳細に描くなど能独自の場面がみられるほか、最も原典と相違するのは結末で、「源氏物語」では、明石の上はあまりにきらびやかな源氏の一行と田舎から出てきた自分との身分違いに涙し、ようやく源氏の腹心の部下である惟光の機転で源氏と歌だけを交わし再会せずに帰路につくが、《住吉詣》では、明石の上は源氏と再会を果たし、喜びの舞を舞い別れていく。

このような内容を持つ《住吉詣》だが、明和本では原典である『源氏物語』により忠実な詞章にする改訂がみられる。たとえば、シテ（明石の上）が船で難波津に到着した後、ツレの侍女（明和本では「乳母」）が住吉明神に詣でる源氏の一行を見て謡う、

へ松原の、深緑なる木陰より、花紅葉を散らせるが如くなる、色の衣々数々に、の、しりて詣づる人影は、いかなる人にてあるやらん

という詞章が、明和本では、

へ松原の深ミどりなる其中に、花やもみぢのいろなせる、裏の衣々こさうすき、数もしられずまうずるハ、いかなる人にてあるやらん

と改訂される。これは、『源氏物語』「濡標」の巻で明石の上が住吉に到着した際の住吉明神の状況を描写した（以下の『源氏物語』本文の引用は、『新潮日本古典文学集成』による）、

松原のふかみどりなる中に、花紅葉を濃き散らしたると見ゆる、うへの衣の濃き薄き数しらず

という文章を参考にしたと考えられる改訂だろう。このほかにも冒頭のワキ（住吉明神の神主）の名乗りの本来の詞章は、

これは撰州住吉の神主、菊園の何某にて候、さても

此頃都において誉ならび無き光源氏、さる宿願の子細有により、当社御参詣と仰せ出され候ふ程に、社人どもを召し出し社内をも清め、皆々其心得をなすべき由申しつけばやと存じ候

と、源氏が住吉明神に宿願の子細があつて参詣する旨を簡潔に述べるものだが、明和本では、

これは撰州住吉の神主菊園の何がしにて候、さても光君、ざん者の為にさすらはせ給ひし時、当社に深く御祈誓有しに、程なく御上京にてめでたく栄させ給ひ候、されバ彼御願はたしとして、当社へ御参詣有べきと仰出されて候間、其由社人共に相ふれ、御説をなさはやと存候

と改訂され、『源氏物語』の「明石」の巻と「濡標」の巻における源氏の動静を要約して説明する内容となつてゐる。このワキの名乗りの改訂は、本来の《住吉詣》における源氏参詣の理由が「さる宿願の子細有により」とあいまいな表現で、過去に祈願したことが成就したための参詣であることが分かりくいことを是正するためとも思われるが、一方でこの能の背景にある『源氏物語』の世界が、よ

り強調されるという効果を生んでいるといえよう。また、これらの改訂から、明和本では《住吉詣》の改訂の際に『源氏物語』本文を参考にしたことが知れよう。

## 二 住吉明神への讚美表現の強調

このように、明和本《住吉詣》は『源氏物語』に忠実な改訂がみられるが、それとは別に住吉明神の恵みを際立たせる表現が多く使用されるのも特徴としてあげられる。たとえば、本来の《住吉詣》では、住吉社へ向かう場面の道行で惟光が、

へさても此君、頼をかけし住吉の神に、所願を満てんと

と謡うが、明和本ではここを同吟で、

へ住吉の、神の恵をうけ給ひし、御願はたしの御詣

と「住吉の神の恵」を強調する詞章に改訂されている。また、明石の上が源氏と再会を果たした場面でも本来の詞章は、

源氏へありし契の縁あらば

地へやがて逢瀬も程あらじ、心は互に交らぬ影も盃の、  
度重なれば惟光も

惟光へ傳御酌をとりかくの

地へ酔に引かる、戯の舞、面はゆながらもうつりまひ

というもので、深い契りの縁あつた二人が出会つたが、互いの心が変わらないかぎり再び会えるのもそう遠い日のことではあるまいと盃を交わし、さらに盃が重なり惟光が酌を買つてでると、明石の上は酔いにまかせて戯れに舞を舞うという内容である。ここを明和本では次のような詞章に改訂する。

光へ深き契の

シテへえにしならば

上同へやがて逢瀬も程あらじ、さりながらいまかくも、  
おもほしよらで見、えます、偏に神の誓ひなり、惟光  
はからひ申さんと、幕うち廻し人知す、明石の上をむ  
かへまし、御盃もとりかくに、興をそへたる御遊哉

右の明和本の詞章では、惟光は酌ではなく二人の逢瀬が邪魔されないように機転をきかせて幕を引き回す。『源氏

物語』には二人が再会するという設定がないので、この惟光の行動は原典をもとにした改訂ではなく、明和本で独自に創作されたものといえよう。そして、二人が偶然にも出会ったことは「偏に神の誓ひなり」と述べ、ここでは住吉の神の神徳によることが強調される。このように明和本では、住吉明神の恵みがことさら強調されているのだが、それが明和本《住吉詣》におけるテーマともいえそうなのが、次に示す終局部への改訂詞章から明らかになる。まず本来の詞章では、

シテへ互の心を夕汐満ちきて

地へ江の田鶴も声をしまぬほど、哀なるをりから、人目もつ、まず、逢ひ見まほしくは思へども、はや漕ぎ離れて、行く袖の露けさも、昔に似たる旅衣、田蓑の島も、遠ざかるまゝに、名残もうしの車にめされて、のぼれば下るや稲舟の、舟影もほのぐくと、明石の浦曲の舟をし思ひの別かな

と、『源氏物語』の文言を引用しつつ、原典の通り明石の上は船に乗り、源氏一行と別れていく。しかし、明和本では、

シテへおもひそめにしくれなるの、く、深き色かに

こがる、思ひを、けふぞはるかすあふともの、ミつの  
はね松千年の緑子、生先幸まし、天が下、照しあかす  
や、明石の月かけ、光きミの御福も、住吉の神のめぐみなり

が最後の詞章で、二人が別れる結末まで描かずに再会した喜びのまま住吉の神の恵みを讃えて本曲を終える（なお、明和本では最後までシテの謡となっているが、これは明和本の誤刻であろう。実際は「おもひそめにしくれなるの」の返しからが「地」になると思われる）。

このように明和本《住吉詣》は、『源氏物語』の進行通りに物語を終えるのではなく、明石の上と源氏との再会譚のみを切り取るという大きな改訂をする。なぜこのような改訂がなされたのかという問題については、まず原典の『源氏物語』においても源氏が再起を成し遂げたのは住吉の神の導きであるとかえし述べられていることを考慮した面があるだろう。また、『住吉詣』の構成から考えると、本来の《住吉詣》では前場で住吉明神における参詣の様子が丁寧に描かれ、住吉の神を「日の本の神のちかひはおしなべて、く、和光同塵ハけちえんの御はじめ、八相成道は利物のはてしなきまで、国とみ民をあはれぶ御心を、誰かハあふかさるべきく」などと敬っているのに、最後

にせつかく再会した二人が別れる結末では、後場における住吉の神の有難さが些少なりとも薄れてしまう。その点では、明和本《住吉詣》では後場でも繰り返し住吉明神の恵みをたたえており、前場と後場のつながりに統一が取れているといえよう。なお、明石の上と源氏が再会を喜ぶ有様をクライマックスにする明和本《住吉詣》の趣向は、次節で述べるように舞事に関する改訂とも関連するように思われる。

### 三 舞事の改訂をめぐる

#### —中ノ舞と小書〈悦ノ舞〉—

本来の《住吉詣》における舞事は、前半と後半にそれぞれ配されている。まず前場の舞事である中ノ舞についてみていこう。それは、

地へいよく悦の御盃、神主に賜げければ、折節御供に、河原の大臣の御例とて、内より賜はれる童隨身其時に、お酌に立ちて慰の、今様朗詠す

隨身へ一樹の蔭や一河の水

地へ皆これ他生の縁といふ、白拍子をぞ奏でける

〔中ノ舞〕

隨身へわれ見ても、久しくなりぬ、すみよしの  
地へ岸の姫松、幾代経ぬらん

とあって、住吉明神の神主が祝詞を唱えたあとに源氏と惟光が童から盃を受ける場面になる。詞章でいうと「白拍子をぞ奏でける」と地が謡ったあとと童が慰みのために中ノ舞を舞う。

明和本《住吉詣》ではこの場面に大きな改訂が施されており、右の引用詞章の「お酌に立ちて」の後に「とりあえず」という詞章が入り、そのまま童が「われ見ても」と続く。つまり、本来中ノ舞が舞われる箇所詞章が削除されており、このことから明和本では童は舞を舞わなかったと推察できる。その後の詞章に「千代万代の舞の袂」と舞を示す詞章があるので、舞のような所作をした可能性はあるが、中ノ舞といった独立した舞事はなかったと思われる。これは金剛流では供の童二人と中ノ舞を舞う童隨身と計三人の子方が登場するのに対し、〈明和の改正〉の型付を伝える『面衣装附』（法政大学能楽研究所蔵）には童として子方が二人しか記載されておらず中ノ舞を舞うべき童隨身が記載されていないことからいえるだろう。

このような改訂を行った理由の一つとして、この子方による中ノ舞の箇所は金剛流において〈蘭拍子〉という小書

がついたとき、子方が乱拍子を踏むという見せ場であったこととの関連についてまず考えてみたい。金剛流における（蘭拍子）は、たとえば『隣忠秘抄』（宝暦十年成立、『能楽資料集成』所収）の《住吉詣》の項に、

此能金剛の家の能といふは、昔乱拍子ありし故なり。金剛は金春の分れなり、先祖金春の三男にて愛子なり、仍て三郎殿と云おひ坂戸と名宣る、此時流儀建立なり。この三郎に乱拍子ふませたく金春思はれ候へども庶子なれば叶わず、殊に幼年の事なれば分別して、住吉詣の子方をさせ乱拍子を附けたり、是に仍て金剛の乱拍子は住吉詣と世に云ふなり、大夫乱拍子ふむ事にはあらず、子方の乱拍子なり、仍て常の子方にふむ事無ければ、名ばかりにて退転したるなり、是れ家の傳なり、之を世に知らず。此外習無し。源氏と相舞にする、流儀の法なり。

とあるように金剛流のみに伝わる習事で、右の引用では「名ばかりにて退転したるなり」とあるように実際には上演されることはきわめて少なかったようだが、たとえば享保年間の『金剛流能之型附』（鴻山文庫蔵）には乱拍子のことが記されており、明和年間前後においてもその存在は知られて

いたと考えてよいだろう（前掲小林氏論考）。つまり、この場面での中ノ舞は、金剛流のみにある子方による乱拍子が期待されるところなので、明和本では観世流における《住吉詣》の独自性を主張するという意図でこの舞事を削除したという理由が考えられるのではないだろうか。さらに、別の理由として、後場での明石の上（シテ）による序の舞（現行では中ノ舞の場合もある）があることを考慮したという可能性がある。すなわち見せ場が分散することを回避し、後場の舞事に盛り上がりが集まるように狙ったのではないだろうか。なお、その狙いの中には上演時間の短縮といった演能上の理由もあろう。

さて、その《住吉詣》の後場の序の舞にあたる箇所は《住吉詣》の小書と関連がある。序の舞は明石の上が源氏と盃を交わしたあとに舞われるが、明和本でその直前の詞章に改訂があることは本稿の第二節ですでに述べている。すなわち、惟光が幕を引き回し、明石の上と源氏が再会できたのは住吉明神のおかげであることを強調する詞章への改訂がなされている箇所である。この後、通常の演出だとして明石の上による序の舞が始まるが、小書《悦ノ舞》がごとく「明石上の舞う序の舞が源氏との相舞になる」（平凡社『能・狂言事典』）。具体的には、五段ある序の舞のうち初段すぎまでが源氏（ツレ）が舞い、ひきつづいて明石の上（シ



テ)が残り舞う。

この小書〈悦ノ舞〉は〈明和の改正〉の際に工夫されたもので、元章から相伝された小書の目録『観世流伝授目録』(浅野家蔵)には、〈悦ノ舞〉と記されている。現在の小書が〈明和の改正〉の際に定められた内容をそのまま踏襲しているのが問題だが、それを証明する有力な資料はないものの、それほど相違はないと考えてよいだろう。ただし、相舞の具体的内容が問題で、〈明和の改正〉の影響を受けていると考えられる『乱舞能附』(宮内庁書陵部蔵)には、「序舞ニナル。源氏ト相舞ニモスル。相舞ナレハ舞留テ歩本座ニ帰ル。セウキニカ、ル」と記されており、相舞が特に習事として記されていないことは注意を要するだろう。この「相舞ナレハ」のあとの「本座ニ帰ル。セウキニカ、ル」の主体がシテの明石の上なのかツレの源氏なのか曖昧であるが、床机にかかるのは源氏と考えるのが自然であろう。そうすると、相舞が留まるまで源氏が舞っていたことになり、小書〈悦ノ舞〉とは異なる。これは、小書のように途中で舞手が変わるのでなく、最後まで二人で相舞をする形ではないだろうか。つまり明和の改正では、常の形でシテ一人による序の舞とシテツレによる相舞の両方があり、小書〈悦ノ舞〉では常の型の相舞に一工夫を加え、最初が源氏の舞で途中からシテが舞うという形にしたのではない

だろうか。

なおこの小書は、『能楽全書』には〈悦舞うしろのまひ〉と名称が異なっており記されている。一時期この小書は「うつりのまい」の称されていたことは『能楽全書』等からもうかがえるが、これは比較的近年の現象で本来の詞章の舞の直前の詞章が「地へ酔に引かる、戯の舞、面はゆながらもうつりまひ」とあることから生じた名称で、明和本の廃止以後、演出のみが伝えられた結果、本来の詞章にある「うつりまひ」が小書の内容に符合することからその名称で伝わったと考えられよう。

さて、このように明和本《住吉詣》は本来二箇所にあった舞事を、後場のシテによる序の舞のみに改訂した。そして、その序の舞の箇所は小書を付けてさらに特徴的なものにしたといえる。これらの工夫により後場の舞事に見せ場が集中し、住吉明神の恵みによって二人が再会できたことへの喜びがいつそう際立たされたという効果が考えられよう。この舞事に関する改訂は、前述のように明和本《住吉詣》の最後が、二人の別れではなく再会のためたさの中で終わる詞章であることと呼応していることはいままでもない。

## おわりに―源氏物語考証と明和本―

これまでみてきたように、明和本《住吉詣》は『源氏物語』を典拠とする詞章については厳密に改訂を加えているが、一方で『源氏物語』の筋とは異なる源氏と明石の上の再会という大きな異同については特に問題視せず、むしろ住吉明神の恵みという視点を打ち出し、ふたりの再会のみでたさを強調したといえる。

このような『源氏物語』に対する明和本の態度は、そのほかの源氏物の改訂をみればいっそう明らかで、大半は「五十の宮」への憚りによる改訂であったり、言葉の続きを整えるための改訂であったりと、『源氏物語』との校合については消極的ともいえる様相をみせている。もちろん『源氏物語』本文を改訂の参考にしていないことは確かだが、そのような改訂は『源氏物語』の本文が明らかに引かれている場合や、登場人物の官職名が典拠とする巻と異なる場合の誤りを正すといった部分的な利用に限定され、時には『源氏物語』の本文が引かれている詞章すら改訂されていることもある。明和本に所収される源氏物の改訂は、たとえば《葵上》において、かつて「青女房」が登場した形を残す詞章「青女房と思しき人の、牛もなき車の轅に取りつき」を「御階のもとに下りたち給ひ、牛もなき車の轅に

取りつき」と青女房が登場しない当時の（現在も登場しない）状況に矛盾しない詞章に改訂している例のように、あくまでも筋の道理を追及したものがほとんどいえる。

これには、〈明和の改正〉の背景にある学問的環境、つまり田安家の国学研究における『源氏物語』に対する姿勢といったものが関係しているようにも思われ、実際に田安家で研究に従事していた賀茂真淵は『源氏物語』研究にあまり積極的でなかったようにすら思われる。真淵は、仕えていた田安宗武の娘の嫁入りのさいに、宗武に命じられて『源氏物語湖月抄』を元にした『源氏物語新釈』という注釈を著しているが、これは注釈の語数が少なく『湖月抄』の説をそのまま取り入れている箇所が多い。ここでは、その『源氏物語新釈』には真淵の『源氏物語』に対する姿勢と関連すると思われる注があるのでみておきたい。それは、『住吉詣』の典拠となる「濔標」の巻で、源氏の一行の住吉明神参詣の様子を、河原の大臣（源融）の先例に重ねた『源氏物語』の本文に対して『湖月抄』は『中右記』を引いて史実との相違点を論じているが、それに対する真淵の意見として、

真淵考るに、右の注の如くその頃ちかき藤原家の例なるを、こゝは源氏に賜へるなれば、いにしへの融公

をかり出せしなるへし。同じ源氏にて事の様おもしろき也。物語は旧例のごとく又人をかへ名をかへなとせる。常の手段なるを偏に難儀のよしなといふは物語の意を得ぬもの也

と注するものである。つまり、『源氏物語』では実在の人物をあげているが、細かなことが史実と異なるとしてもそれは物語ではよくあることなので、わざわざ考証によつて誤りだと指摘するのは「物語の意を得ぬ」と否定している。この指摘からうかがえるのは、真淵が物語の虚の部分を確認しているということである。ほかに『にいまなび』（明和二年七月十六日）には、

後世は源氏物語の言などをもて書く人あれど、かれは女文（をみなぶみ）なり、物語文なり、古き雅文にはかなはず、此の別ちをよく思ひ知れ。

とあり、『源氏物語』を「古き雅文にはかなわぬ」とする指摘もみられる。このような『源氏物語』への消極的ともいえる姿勢は明和本の背景にある学問と共通して、明和本の改訂詞章にも投影されているのではないだろうか。明和本の源氏物には原典である『源氏物語』との校合による

改訂も見られるが、それは明確に本文が引用されている場合だけである。大部分の改訂は、それぞれの能にみえる虚の部分の誤りとはせず許容し、独特の合理性で解釈し筋を通すことに大半の力をそそいでいると考えられるのである。

### 参考文献

- 山崎有一郎「小書能を見る・45 須磨源氏・住吉詣」（『観世』平成十一年十一月）
- 片山慶次郎「中小路駿逸 筒井囉子」（『座談会「住吉詣」をめぐって』（『観世』平成二年八月）
- 井上豊「賀茂真淵の業績と門流」（昭和十七年、八木書店）